

# 令和5年第1回臨時会会議録

四市複合事務組合議会

# 令和5年第1回四市複合事務組合議会臨時会会議録

## ◎議事日程

令和5年7月19日（水）

午後2時開議

諸般の報告（議員の任期満了、組會議員の選出、関係市長の選挙結果、議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 新任議員の議席の指定の件

第2 議長の選挙

第3 会期決定の件

第4 議案第1号 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例を廃止する条例

第5 議案第2号 監査委員選任の同意を求めることについて

第6 会議録署名議員の指名

.....

## ◎本日の会議に付した事件

1、日程第1から第2まで

1、副議長選挙

1、日程第3から日程第6まで

### 午後2時7分開会

○副議長（成田忠志議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年第1回四市複合事務組合議会臨時会を開会いたします。

○副議長（成田忠志議員） これより会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○副議長（成田忠志議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○副議長（成田忠志議員） ここで、管理者から臨時会招集の挨拶があります。

○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、四市複合事務組合第1回臨時会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

日頃より皆様方には、本組合の事業運営に対しまして様々な形でお力添えをいただいておりますこと、改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。

さきの統一地方選挙におきまして、習志野市の宮本市長さんはじめ習志野市、鎌ヶ谷市、船橋市から選出された議員の皆様には、改めて御当選おめでとうございます。引き続き四市複合事務組合の議員としてもお力添えをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、本日御審議をお願いする案件でございますけれども、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例を廃止する条例及び監査委員選任の同意を求めることについての2件でございます。議員各位におかれましては、この案件につきまし

て、御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしく  
お願い申し上げます。

最後になりますけれども、組合議会並びに関係市の  
皆様には、引き続き本組合の事業運営のためにお力添  
えをいただけることをお願い申し上げまして、御挨拶  
とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○副議長（成田忠志議員） ありがとうございます。

---

○副議長（成田忠志議員） これより日程に入ります。

日程第1、新任議員の議席の指定を行います。

改選により新たに選出されました議員の議席は、お  
手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

〔議席表は巻末に掲載〕

---

○副議長（成田忠志議員） 次に、日程第2、議長の  
選挙を行います。

お諮りします。

本選挙は、地方自治法第292条において準用する同法  
第118条第2項の規定により指名推選の方法で行うこ  
ととし、副議長の私が指名することに御異議ありませ  
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

議長に、私、成田忠志を指名いたします。

ただいま指名の成田忠志を議長の当選人と定めるこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、私、成田忠志が議長に当選しました。

ここで一言御挨拶をさせていただきます。

.....

○議長（成田忠志議員） ただいま、身に余る議長の  
職を御承認いただきまして、誠にありがとうございます。  
浅学非才の私でございますけれども、精いっぱい  
皆様とともに、この四市複合議会が発展しますよう努  
力しますので、よろしく願いします。今日はありが  
とうございました。

○議長（成田忠志議員） ただいまの議長の選挙の結  
果、副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行う  
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選  
挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。

本選挙は、地方自治法第292条において準用する同法  
第118条第2項の規定により指名推選の方法で行うこ  
ととし、議長が指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

副議長に市瀬健治議員を指名します。

ただいま指名の市瀬健治議員を副議長の当選人と定  
めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、市瀬健治議員が副議長に当選されました。

市瀬健治議員が議場におられますので、四市複合事  
務組合議会会議規則第31条第2項の規定により、当選  
の告知をします。

市瀬健治議員から当選承諾の御挨拶があります。

.....

○副議長（市瀬健治議員） 副議長に当選いたしました  
習志野市の市瀬健治でございます。私は議長を支え  
て副議長の職務を全うしてまいりますので、皆様、ど  
うぞよろしく願いいたします。

---

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第3、会期決定  
の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。  
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。  
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第4、議案第1号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例を廃止する条例を議題といたします。

[議案第1号は巻末に掲載]

○議長（成田忠志議員） 提出者から説明を求めます。  
事務局長。

○事務局長（白土太） それでは、議案の1ページをお開きください。議案第1号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例を廃止する条例について、上程理由を御説明させていただきます。

令和4年2月に開催されました令和4年第1回定例会にて、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例が可決されました。現在は、特別養護老人ホーム三山園の開設当初から比べると様々な状況が変化しておりますことから、三山園の公的存在意義等を踏まえた役割、今後のあり方を検討するために、様々な知見を有する方々を構成委員とした四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会を設置し、三山園の今後のあり方について御審議いただきました。

審議会は令和4年5月から令和5年4月までに7回開催され、令和5年4月27日に管理者に答申がなされました。これにより条例第2条の所掌事務が終わり、審議会を設置しておく必要がなくなることから、審議会条例を廃止する条例について御審議をお願いするものでございます。

ここで審議会の審議内容につきまして、「介護保険法施行後の状況の変化及び施設の現状等を踏まえた公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割及び今後のあり方について」と記載の審議会答申書を基に御報告させていただきます。

1ページを御覧ください。

まず、諮問事項は表紙の題名と同じとなりますが、「介護保険法施行後の状況の変化及び施設の現状等を踏まえた公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割及び今後のあり方について」になります。

その諮問事項に対する答申といたしまして、「公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割については、現時点において、介護保険法施行後に数多く参入している非公設施設との間に大きな差異は認めがたい状況であり、公設公営施設として開設された当初の役割は達成されたものと考えられる。このため、三山園の今後のあり方としては、三山園において入所者数、待機者数が一定数おり、今後も高齢者数、高齢化率の増加が見込まれているため、特別養護老人ホームとしての機能を継続しつつ、社会福祉法人へ移譲することが妥当である」となっております。

続きまして、その下の答申に至った理由についてです。

(1) 三山園が公設施設として社会的資源の少なかった開設当初より担っている措置を必要とする高齢者が入所し、暮らし続ける施設としての特別養護老人ホームの機能や緊急短期入所などの困難事例の対応という役割については、介護保険法施行後、すべての民間施設にも同様に課されていること。

(2) 上記(1)に記載する特別養護老人ホームの機能は、民間施設の増加により対応が可能な環境は整ってきており、三山園の公設公営施設としての先導的な役割は概ね達成されたこと。さらに、民間施設とは異なった役割についても見出すことが困難であること。

(3) 民間事業者が本部経費を含めて介護報酬のみで運営していることに鑑みると、公設施設が介護報酬で賄えない運営経費の赤字分を公費で補填することは、介護保険制度下において適切な運営とはいえないこと。

(4) 三山園において入所者数、待機者数が一定数おり、今後も関係市において高齢者数、高齢化率の増加が見込まれているため、特別養護老人ホームとしての機能は残すべきと考えられること。

(5) 介護保険法施行後に民間事業者が蓄積してきた特別養護老人ホームの経営や運営などのノウハウを活用することで、効率的な施設運営や人材の有効活用などにより介護サービスの質の向上が期待できること。

(6) 指定管理者制度については、有期契約であることから事業者の変更により、利用者が不安定な状況に置

かれる可能性もあり、また、施設運営の方法を検討する上でも制限が掛かってしまうことが懸念されること。さらに、大規模改修費用等について今後も公費で負担し続けることが見込まれることとなっております。

次の2ページに附帯意見がつけられておりますが、その前に、3ページから5ページの審議経緯で答申に至った理由につきまして、もう少し詳細に順を追って記載されておりますので、御報告させていただきます。

それでは、3ページを御覧ください。

まず、審議会での審議経過といたしまして、公設公営施設としての役割について検討がなされました。三山園は、昭和47年6月に関係市内で唯一の特別養護老人ホームとして開設され、老人福祉法に基づき措置の受入れを行う公助の制度下において運営してまいりましたが、平成12年に介護保険法が施行され、利用者がサービスを選択し契約し、入所する互助の制度での運営に転換されました。介護保険法施行後には、民間事業者が次々と参入したことや、総務省が地方公営企業の抜本的な改革を推し進め、全国的に公設公営施設の事業譲渡や指定管理者制度の導入などが進みました。

運営を民間事業者に任せる自治体が増加している中で、三山園は民間施設の模範となる質の高いサービスの提供を行うことで、関係市内における中核的な施設としての役割や、緊急的な措置や短期入所の受入先の役割なども踏まえ、運営経費を介護報酬で賄うことを前提に公設公営として運営を続けることとなりました。

しかし、現状において三山園利用者は、認知症の度合いを表します日常生活自立度が全国平均と比較して高い利用者が多く、医療面においても、公設公営施設として特に重い認知症の利用者を受け入れているといった実態は確認できず、職員配置などにおいても、三山園が民間施設と比較して手厚いケアを実施しているということは確認できませんでした。また、措置入所について、他の同種施設と比較して受入れ実績は多いものの、割合としては関係市全体の1割程度にとどまっていること、また、今後も民間施設にはない特別な役割を見出すことも困難であるとまとめられました。

続いて、今後のあり方の検討がなされました。財政面で、三山園は介護保険法施行後も本部経費や建替え時の起債の償還金等については、関係市からの公費による負担である分賦金を受けていたものの、運営経費について、介護報酬で賄うことを前提に運営することを求められていましたが、平成22年度以降は赤字が常態化し、内部留保金を取り崩しながら運営を続けており、このような赤字を脱却するため、平成28年度に経営再建計画を策定し、人件費を抑制することで一時は内部留保金の取崩しを抑えることができました。しかし、労働条件等の不備により労働基準監督署からの是正勧告を受け、再び人件費が増加したことで、令和3年度から運営経費を介護報酬だけで賄えなくなったため、関係市からの分賦金を受けての運営になりました。

審議会における経営改善のためのシミュレーションでは、現実的には実施することが難しい人件費の削減や運営方法の変更等を踏まえた事業の見直しを行い、最大限の増収を見込んでもなお、介護報酬だけで運営経費を賄うことができず、今後の運営においても分賦金が必要となるという結果となり、関係市から新たな役割についても要望のない現状を踏まえると、公費を投入し続けるための積極的な意義を見出せず、公設公営での継続は介護保険制度下において適切とは言えないとの結論に至りました。

このようなことから、三山園を直営で運営し続けることは適切とは言えない状況であるものの、現状、三山園には入所者がおり、待機者数も一定数いることや、今後も高齢者数、高齢化率の増加が見込まれており、特別養護老人ホームとしての機能は残すべきと考えられることから、事業廃止の選択肢を除き、指定管理者制度の導入または社会福祉法人への移譲の2つの選択肢に焦点を絞って検討がなされました。

いずれの選択肢でも、社会福祉法人の今までに蓄積してきた経営や運営等のノウハウを活用した効率的な施設運営、質の高い介護サービスの提供などが期待でき、また、複数の施設を運営している社会福祉法人では、職員の配置転換による人材育成や人事交流、それに伴う介護サービスの向上が期待できるなどのメリットが挙げられました。

しかし、指定管理者制度を導入した場合につきましては、有期契約であることから、事業者の変更により利用者が不安定な状況に置かれてしまい、また、指定管理者となった法人も施設の定員や事業形態の変更など、サービスの質の向上や収支改善を図るための大胆な手法を取ることができず、施設運営の方策を検討する上で制限がかかってしまうなどの懸念がありました。

以上が答申に至った理由の審議経緯となります。

最後に2ページに戻っていただきますが、審議会から答申に基づく附帯意見が付されておりますので、その点につきましても御報告いたします。

附帯意見としまして、まず、答申に基づく移譲先社会福祉法人の選定に当たっては、現在の三山園の運営状況を踏まえ、移譲後の施設の運営に支障を来すことのないよう、また、関係市の負担が過大とならないよう十分留意することとして7つの意見が付されております。

現在の利用者が希望した場合、引き続き利用できるよう対応するとともに、利用者及びその家族への影響が最小限となるよう考慮すること。

医療機関との連携を図り、医療体制を確保するよう努めること。

社会福祉法人への移譲後も可能な限り近隣住民の利便性が確保されるよう移譲先法人と協議すること。

社会福祉法人への移譲に関する条件等について、移譲先が見つかるよう工夫し、関係市と十分に協議すること。

土地及び建物については、建替え時の補助金の返還要件及び今後必要となる大規模改修等の要件も踏まえ、貸付け、譲渡等の条件を十分に検討すること。

市場調査等の結果を踏まえ、移譲先法人が見つかるような条件設定をしてもなお、移譲先法人となる社会福祉法人を見つけることが困難である場合には、指定管理者制度の導入を検討すること。やむを得ず指定管理者制度を導入する場合にあっては、可能な限り速やかに社会福祉法人への移譲を行うこと。

社会福祉法人への移譲後も介護サービスの提供に支障を来さないよう、施設、設備、介護サービス提供体

制等の引継ぎについてスムーズに行うよう努めることの附帯意見が添えられました。

今後は審議会からの答申、附帯意見も踏まえて、三山園の今後のあり方に関する基本方針を検討していきたいと考えております。

なお、基本方針の方向性を検討するに当たりまして、サウンディング型の市場調査や職員との意見交換会も実施いたします。サウンディング型市場調査につきましては、先月から今月初旬にかけて現地見学会を行い、明日から実際に調査を開始いたします。また、職員との意見交換会につきましては、先日、答申に関する意見交換会を実施し、今後もサウンディング型市場調査の結果などについて情報提供するとともに意見を聞いていきたいと考えております。サウンディング型市場調査の結果や皆様からの御意見を踏まえて方針を決めていくことを予定しておりますので、今後とも御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

.....

○議長（成田忠志議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 初めての組合議会での質問で緊張しておりますが、順を追って質問していきます。

まず、本条例の第1条には、「四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園のあり方について、専門的・総合的・多角的な見地から検討を行うため」とあります。それでは、本当に十分な検討がされ、納得のいく答申書が提出され、審議会を廃止してよいという状況に至ったのだろうかという点で幾つもの疑問があります。

そこで何点か質問していきます。私は習志野市議会の選出で出席していますので、まず、近年の習志野市議会において、当審議会について出された質問とか質疑、そういったものを基に伺っていきます。

先般、3月の議会が習志野市でもあったんですが、そこで令和5年度は当審議会の開催経費3回分の予算を含む予算案を審議の上、可決していた。したがって、習志野市では、市長も市議会も令和5年度も継続して

審議されるものと認識をしていました。ところが、実際には、年度明けの4月27日に1回だけ審議会を開催し、しかも、たった10分で終了し、その日のうちに答申書を提出しました。

では、当初予算にあった年3回の開催というのはどうなってしまったのでしょうか、伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 予算上3回見込んでおりましたが、審議会のほうの進行によりまして、4月27日の1回で終了となりました。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 1回だけで終了というのはいつの時点で決まったんですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 第7回で最後となったんですが、1回前の第6回の際に審議会の答申案の素案を提出しまして、そちらのほうを協議していただきました。それで異議があった点につきまして修正し、7回の審議会の上程で再度確認していただきまして、異議がないという形で終了いたしました。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 私は、この答申というのは本当に専門的、総合的、多角的な見地から検討されたのかという点で疑問があります。もともと過去の組合議会では、三山園が他の施設にはない優位な点というのが繰り返し答弁をされていました。

まずは確認のために、当局が三山園が他の施設に比べて優位だと答弁してきたことについて伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 三山園が他施設と比べて優位な点、公設公営としてあるべき姿というところを過去に議会のほうでも御報告させていただいておりましたが、措置入所に関する、あと緊急的な短期入所の受入れ、その他困難事例の受入れなどを行うこととともに、三山園につきましては、その昔は医療面についても力を入れるということもありました。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） その昔の話ではないんです。私がぱっと会議録を取り上げて見た限りでも、令和3年第1回定例会会議録で村山管理次長は次のように言っています。「虐待による措置の受入れとか、あとは生活保護者などの積極的な受入れというのはやっております」。「やっております」と言っているんですよ。「他施設では受け入れがたい認知症の方ですね。激しい暴力行為のある方、それから激しい徘徊のある方、継続した怒りのある方、大声を張り上げるなどの症状の方や家族関係が薄い利用者とか、そういう方も積極的に受入れはしております。また、医療面におきましては、協力病院として済生会習志野病院と連携しております、週3日の医師の往診、それから連絡通路からの救急外来の受入れ、入院の支援等を得られております」、これがその当時の答弁でした。

では、今回、この答申で結論として出されている社会福祉法人、いわゆる民間売却です。または指定管理者となった場合に、この優位だと言っていた点というのは守られるのでしょうか、伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 優位な点といたしまして、今、谷岡議員から列挙していただきましたが、実際、この審議会で資料を集めました。その結果、三山園、確かに他施設よりも受入れ件数、措置などでは多いというのはありました。ただ、関係市内の措置件数からいたしまして全体の1割程度というところで、非常に多いとまでは言えないということが分かりました。

医療面につきまして、今現在、敷地の関係上、三山園と協力病院をお願いしております済生会習志野病院、隣地ですので、連絡通路というのを持って医療のほうも当たっていただいております。しかし、民営化と伺いますか、社会福祉法人への移譲となった場合は社会福祉法人さんと済生会習志野病院さんとの話合いになると思いますので、そこについては私どもは分かりかねます。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 今、御答弁いただいたことに

については、答申の「審議経過」の中の「介護サービスの提供について」でも大まかにまとめられていることです。そうであれば、もともと三山園が目指していたパーソン・センタード・ケアの理念に沿って、足りてなかった部分があるわけですよ。そこを埋める形で充実させていく、そういったあり方の検討もできたんじゃないでしょうか。

また、審議会の会議録を読んでいくと、三山園は2.74人に対して1人の配置、民間では2.26人に対して1人だということが書かれています。結局、人件費の問題もあって、職員がなかなか雇えないでいるというのが背景であって、そこは工夫によって民間並み、他の2.26人並みに引き上げることもできたんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） まず、パーソン・センタード・ケアの件につきましては、事務局側と現場側の意思の疎通がなかなかできなかったところにも原因があったのかなと思っております。

また、職員の配置につきまして、介護報酬で賄っていかうところをやっておりますので、どうしても人件費、他の社会福祉法人と比べて給料の差を考えますと十分な配置ができなかった状態でございます。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） あり方を専門的、総合的、多角的な見地から検討するというよりも、これは初めから民営化という結論に向けて動いていたのではないかなというように思えてしまいます。

あと、この答申をまとめるに当たって重要なことが抜けているのではないかと思うのが、職員をどうするかということですね。民間売却または指定管理者制度による利用者側の負担増については答申の中である程度触れている部分があります。また、附帯意見の中にも一定書かれている部分はあります。ところが、既存の職員をどうするかについては全く触れていないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 審議会の中で職員の処遇に関する事項につきましては、答申等を踏まえまして事務局のほうで検討することという事項で整理されていたことから、審議会の中では触れておりません。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） なぜそのような整理をしたんでしょう。利用者側のことは掲げていると。職員についても、例えば我が市でも保育所の民営化をするときには、従来、公立保育所にいた職員を他の公立園に移して民営化を進めていくというやり方をしております。

ところが、今回の三山園の場合は、ほかを見ても公立の特別養護老人ホームはないわけですよ。異動のさせようがないという中で、では、どうするのかというのは、これは今後のあり方を考える上では、特に民営化、民間売却、指定管理者制度にいかうのであれば重大なことではありませんか。なぜ外したんですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 職員のほうが外れている点につきましては、三山園の今後のあり方ということに重点を置いて審議していただきました。職員の処遇につきましては、今後検討していく上で職員の皆さんとコミュニケーションを取って行っていくことが重要と考えております。答申を受けまして、既に職員の説明会とか意見交換等を実施しております。そんな中で、今後も職員とのコミュニケーションを取りながら方向性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 三山園の今後のあり方を考えるに当たって、今働いている職員をどうするのか、何でそこを外すのかというのが理解できないんです。

今、ぱっと資料が出てこないんですけども、審議会の中でも、これまでに民営化がされたところを調査してみると、民営化後に職員の処遇がどうなったかとか、どういう扱いになったかというのはよく分からないという部分があったかと思えます。でも、それは今



回の審議の対象じゃないからというような形で流されてしまっています。今働いている人がどうなるのかわからないという下で、今後のあり方というのを論じることができるんだろうかと思えます。

はっきり言えば、新しく引き受ける民間事業者に同じような待遇で再雇用してもらえるのか、または4市で公務員として受け入れていくのか。そうなれば、習志野市は大きな影響を受けますよ。または分限免職としてしまうのか。分限免職ということになれば、職員にとっては本当に一生に関わる問題となります。それがなぜ今後のあり方の中で議論されなかったのか、私は全く納得いきません。いかがですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） あくまでも審議会の中では、三山園の今後の施設のあり方を検討し、審議していただくという形に重点を置いております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 職員の今後がどうなるのかについては、心配しているのは私だけではありません。それは審議会の会議録を見ますと、第5回の会議録において、習志野市から出ている島本委員も、「職員さんの処遇などの部分を事務局長さんの方でどのようにご検討していくのかということが非常に難しいであろうと考えております」というように指摘をしています。では、習志野市で公務員として引き取ってもらいたいというようなことを言われるのかどうか。そこもわからないわけですよね。そういったところが全く分からないでは職員も大変ですし、私は4市のほうもそれぞれ大変だと思うんですよ。

参考に伺いたいんですけども、先ほどサウンディング調査のことまで御説明ありましたが、6月12日から質問の受付がありました。当然施設のことだけではなくて、職員のことについても、事業者から現在の職員の雇用の継続とか、または分限免職になるのか、4市で再雇用するのか、そういったところも事業者さんのほうは気になるころだと思いますが、そういった質問はあったでしょうか、伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 業者さんのほうからの質問事項の中で、詳しくはまだ御報告できないんですが、実際にそれに近いようなお話もあったかとは思っております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 私は、そういった職員をどうしていくのが今後のあり方の中に入れて検討されなかったということについては、今回答申を出されましたけれども、全く不十分な点だと思いますし、これをもって審議会を廃止してしまっているのかと思いません。これはまた後で討論でも言います。

あと、習志野市議会では次のような指摘もありました。今回の審議会の会議録とか答申案を読んでいくと、これまで公立の特別養護老人ホームとして三山園が果たしてきた役割について総括がないではないかと。きちんとした総括がないという中で、先ほどの例えばパーソン・センタード・ケアといったような理念を掲げていたけれども、うまくいかなかったと。じゃ、どうしようかということも、結局、どうしようかという道筋がつけられなかったわけですよね。その他もろもろのきちんとした、これまで三山園が果たしてきた総括というのがされてこそ新しい検討ができるんじゃないかというような指摘もあったんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 答申の中でも、三山園はこれまでの公設公営としての役割を十分やってきたということが言われております。ですが、今後の筋道というところにつきましては、現状、委員さんの中から多角的な面から見ていただいて、公設公営でやるということについてはおおむね役割は達成されたのではないかという意見をいただいております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） もうそろそろまとめたと思いますが、先ほど私が民営化ありきの審議会だったのではないかというのに対してちょっと首をかしげるような反応もあったわけですが、私は、これは条例制定

時にある議員の討論の中にもあったように、民営化ありきの審議会。その審議会委員の選び方というのが民営化ありきだったのではないかなというように思います。

例えばよく御発言されていた西尾真治さん、私、この人のことは、習志野の様々な公共施設の統廃合、民営化の審議会にはよくいらっしゃる方なので習志野市議会では取り上げるんですよ。これは市長がいる前と言うのも悪いんですけども、大体、彼が統廃合、民営化の道筋をつくる重要な役割を審議会の中で果たしていくというようなものが見受けられる。そういった中で、私は、そういう人を審議会の中に位置づけることによって、結局、当局は初めから民営化という結論に持っていくための審議会にしておいてしまおうとしているんじゃないだろうかということは、よく習志野市議会では議論させていただいております。そういった人選の問題です。

それからあとは、私、諮問の際の管理者の発言にも気になるところはあったんですよ。諮問事項については、先ほどこの答申書の冒頭にも入っているとおりですということでしたが、ただ提案するときには、次のように管理者はおっしゃっているんですよ。三山園の運営につきましては、介護保険法施行以降も4市によって運営されてきております。現状としては、介護報酬を財源として運営することが原則となっておりますけれども、非常に経営的には厳しい状況があることと、時代の変化に対して三山園がどういった形で存在していくべきなのかということを見直す時期に来ているということからあり方検討審議会を設けさせていただきました。これは、ぼやっとはしていますけれども、やっぱり公設公営のままでもいいのかという方向に最初から方向づけをしてしまうような諮問の仕方だったんじゃないのかなというように思います。その人選とか諮問の仕方については問題はなかったのかについて伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） まず人選につきましては、先ほど来も言っておりますが、多角的な見地からいろんな委員の方に集まっていたらこうと思っております。

その中で関係各市の各種委員会等の委員をされている方で御協力いただける方、もしくは弁護士さん、公認会計士などにつきまして、それぞれの会に推薦依頼をいたしまして推薦を得て人選されております。

また、諮問の際の時代の変化というところでございますが、実際、介護保険が始まって、三山園、公設公営をどうするかというところの議論もありました。その際に介護報酬で賄っていければ公設公営で続けていこうというような話もありました。そのようなこともあって、今回、介護報酬のみで、介護保険の制度下で運営していくことが難しいということになってきたことから、そのような当初のときの言葉になったと思っております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） では、最後の質問ですけれども、この答申を読みますと、答申に至った理由の(3)のところ、「民間事業者が本部経費を含めて介護給付費及び自己負担金のみで運営していることに鑑みると」と書かれています。介護報酬だけではなかなか運営していけないというのが実態だし、非常に厳しいという中で、ケアワーカーの方々が低賃金で重労働で働かざるを得ないというようなことも社会問題になっていると思うんですよ。私は、そういった状況を追認してしまうような答申ではないかなと思うんですよ。低いほうに合わせると。

私の知っている社会福祉法人さんになると、はっきり言って、介護報酬だけではもう人件費を賄えません。そこは職員に手厚く、公務員並みの給料は保証しようというところなんですけれども、介護報酬だけではやっていけないから地域の方、利用者さんの寄附金によって何とか賄ってやっているということをおっしゃっていました。民間の中にも、介護報酬だけでやっていくには、それで介護職員にきちんとした給与、一生働いていけるだけの給与を支払うには非常に厳しいということで、赤字覚悟でやっているという方もいらっやると。

公立の場合は、それは寄附金とか、そういったものに頼らずに一定公費で賄っていけるわけですから、そ

こは結局は人件費のカットにつながってしまうような民営化に進むのではなくて、一定の公費を入れつつ人材を確保し、それでさらなる質の向上を図っていく方向に進むというのが公立のあるべき姿ではないかなと思うんですけれども、そういった検討がなぜされなかったのかなというのは非常に残念なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 実際問題、介護報酬で施設を運営して黒字化していくのは特別養護老人ホームでも大変難しいのかなと思います。

もう一つ、三山園について公費の投入の部分なんですけど、先ほど谷岡議員もおっしゃられました3番で、民間施設は本部経費を含めて介護報酬で行っているとありますが、三山園の場合は13年から建て替えを行いました。そのときの元利償還金につきましては、公費を投入していただいております。また、介護報酬の請求等を行っている事務局の経費、これは本部経費と代替させていただきますが、それにつきましても税金を投入していただいております。ですので、全く公費がないというわけではなく、社会福祉法人さん等に比べますと一定以上のといいますか、社会福祉法人さんには公費は投入されておりませんが、三山園につきましては、それなりの公費を受けており、せめて運営経費については介護報酬で運営していこうという前提で行っておりまして、その前提がちょっと崩れてしまったというところでございます。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 他に質疑ありませんか。

松崎議員。

○6番（松崎さち議員） ちょっと単純にお伺いしたいんですけれども、答申の4ページの「困難事例への対応について」で「措置入所件数の割合は、関係市全体の1割程度に留まっている」と御記載されていて、これを多いと見るか少ないと見るかということだと思っただけなんですけれども、文脈から見ると少ないという主張ですよ。何か根拠がございませんか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 件数的な話になるんですけれ

ども、関係4市内に特別養護老人ホームが約70施設あるという中で割合を見ると少なかったということでございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 私、お伺いしたいのは、例えば全国を見渡したときに、公設公営の施設でこの程度の措置入所件数の割合では少ないという、そういう裏づけが何かあるんですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 全国的な数字というところでは、申し訳ございません、数字は持ち合わせてございません。ただ、関係4市内に措置入所に対する考えとかニーズについて御確認させていただいたところ、特段民間とは違ったところはないと。三山園は昔からありますので、措置についての理解があるとかという御意見はいただいておりますが、三山園を優先的にお願いするということが最近の中では特段ないというお話をいただいております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） そうすると、別に数字の根拠がある話ではなくて印象なんですよ。市のほうで、そういうふうにおっしゃっている。特段多いようには感じられないと。ちょっと抽象的なんじゃないか。私は、これを拝見して関係市全体の1割、あっ、多いかと率直に思ったんですけれども、なぜ少ないという文脈で使っているのかなと。そこの裏づけがもしあればと思って今お伺いいたしました。

それでサービスの質の低下については、こちら、答申の中に何ら入ってないんですね。意見の中にも入ってなくて、その点、やっぱり今回の答申はちょっと不十分ではないかなと私も思います。市内のケアマネジャーさんから、実際、三山園について、どうなりませうかと。今、社会福祉法人への移譲という話が出ています。民営化という話が出ていますけれども、どうですかとお聞きしたら、やっぱり非常にびっくりされてたんです。虐待とか緊急の措置が必要なときは、やっぱり頼りになる施設の一つであって、職員さんたちはすごく慣れていらっしゃる。それが民間に移譲となっ

たときに、伺ったら、三山園で働いている介護職員さんと民間の職員さんとは年収が100万円違うと。だから、もしそちらに移ることができたとしても、年収が100万円も下がってしまったら、やっぱり今後の仕事の質というものには非常に関わってくるのではないかなと。その点についての御検討が全くされていないんじゃないかなと思うんですけども、そのあたり、いかがですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 実際、働く上での見返りといえますか、給料につきましては、社会福祉法人さんと三山園の職員を、審議会の資料でも作成依頼されているときに調べましたけれども、松崎議員がおっしゃるとおり、100万円近くの違いがございます。実際問題、私も、それは給料が高いほうが働きがいはあるということもあるかもしれませんが、介護という特殊と申しますか、一定の職場で介護にやりがいを持っている職員というのがいるのかなとは思っております。ただ、検討されているのかと申しますと、申し訳ございませんとしか言いようがありません。

本来、介護職員、誇りを持って仕事をしていただいている方が多いと思いますので、その辺も今後職員との意見交換等、コミュニケーションを取っているいろいろな検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 私がもし職員だとしたら、今のお答えでは本当に納得いかない。率直に言って、「やりがい搾取」という言葉が浮かびましたけれども、介護の現場というのは、よくそういう話になりますよね。民間の施設さんで非常に大変な状況になっているというのは、やっぱり仕事に見合ったお給料が出てないからこそ大変な状況ですから、今回、貴重な社会資源の質が大きく低下しかねないという、そういう危険があるのではないかと思いますし、その点について本当に不十分な答申だと私は考えております。

もう一つ、利用料金のことを最後のほうにデメリットとして載せてあります。指定管理にした場合、もしくは移譲した場合、利用料金が上がる可能性が高いと

書かれているんです。実際、この三山園というのは、近隣の民間施設と比べれば利用料金が低いところじゃないかなと。やっぱり市民の方は低い年金でも入れる特別養護老人ホームをもっと増やしてほしいって、それは議員さんたちだったら、誰でもそういう御要望を受けていると思うんです。その点、利用料金についての検討が不十分じゃないかなと思うんですけども、そこについては意見も何もついていないんです。それはいかがですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 料金につきましては、実際、介護保険上の料金というものと、あと施設単独の、例えば三山園は徴収しておりませんが、お小遣いとかを預かる現金の管理費等を徴収している施設もあるとは聞いておりますし、実際、当審議会の中でもその話が出ております。

ただ、介護報酬以外に徴収できる費用と申しますものが限定的だと。介護保険の中で決まっておりますので、その辺、増額される金額については限定的なのかなと思うことと、三山園が介護報酬自体、安いと。ほかの施設と比較して安いと思われるところの一部の要因かもしれませんけれども、三山園につきましては大半が多床室で、今、ユニット型ですか個室型の特別養護老人ホームに比べますと、その辺では金額は安いのかなということは考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） さっき谷岡議員もおっしゃっていましたが、専門的、総合的、多角的な見地から検討。総合的と言ったら、やっぱり利用者のことをもっと考えるべきだなと。独り暮らしの65歳以上の女性の貧困率というのは46%って、半分なんです。そういう方々の貴重な行き場になっているところが、恐らく利用料金は大きく上がるであろうと。民設民営にしてしまうという、この結論に本当に大きな問題があると思いますので、私も、これはちょっと認められないなと考えております。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 質疑なしと認めます。  
よって、質疑を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員） これより討論に入ります。  
なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。  
討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） では、議案第1号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例の廃止に反対の討論をします。

条例が提案された際の討論にもありましたが、審議会委員の選任自体が民営化、民間売却なり指定管理者なりを狙ったものと言わざるを得ません。また、この諮問の仕方についても偏りがあったと考えます。近年は介護報酬による運営がままならず、各市から分賦金、すなわち赤字補填をしています。これを民間売却または指定管理者制度で解決しようとするのは利用者の負担増をもたらすだけではなく、人件費の削減をもたらすものやそれ自体を目的とするものとなっていきます。

他の民間事業者では、介護報酬で運営していると鏡会長なども言っていますが、先ほど申し上げましたが、私が知っている社会福祉法人は、介護職員に公務員並みの給与を保証する。そして、安心して働いてもらうためには介護報酬だけではやっていけず、寄附金で赤字の穴埋めをしながら運営している、そういった法人もあります。

今、民間のケアワーカーの低賃金労働が問題になっています。介護職員が安心して勤め続け、経験を積んでよい仕事をするためには安定した収入が必要です。介護職員の待遇を維持するのは、民間のお手本となるためにも必要と考えます。介護報酬の引上げを国に強く求めつつ、利用者のニーズに合った効率的な運営に精いっぱい取り組んだとしても、どうしても人件費で赤字が出てしまうというのであれば、現時点においては、赤字補填を一定行うのはやむを得ないと考えます。

さて、本条例の第1条には、「四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園のあり方について、専門的・総合的・多角的な見地から検討を行うため」とあります。ところが、今回の答申は、私から見ると、管理者が諮問のときの方向づけ、そういったものもあったというところもあり、三山園のあり方を全般にわたって検討したものになっていません。

これは、管理者の諮問の仕方に問題があっただけではないと思います。審議会委員についても、関係市の部長のほか、学識経験者にも鏡会長のように行政の実務経験がある委員、様々な自治体の行政改革に関する審議会委員を経験してきた委員が入っているのに、職員の待遇の問題、今後の問題というような重大な問題について検討がされていません。4市は、ほかに自前の特別養護老人ホームを持っていません。そうなってくれば、今の職員をどうするのかというのは本当に重大な問題となってくるはずで、これに触れずに、今後のあり方を検討したとは言えないのではないのでしょうか。

また、先ほど松崎議員からも指摘があったように、利用者の側に立った取組というのも不足していると思います。このような答申をもって審議会を解散させることは認められません。もっときちんとした審議をすることを求めます。したがって、審議会条例の廃止に反対します。

以上で反対討論を終わります。

○議長（成田忠志議員） 次に、賛成討論を行います。  
賛成討論の方の発言を許します。

つまがり議員。

○3番（つまがり俊明議員） 賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

久々の四市複合の議員でございまして、この間の検討にまず敬意を表したいと思います。

民間の介護事業者の方々からは、独立採算で行われる中で、三山園に対して公金が投入をされていることについて、不思議だねというような御意見を私は伺ってまいりました。大事な論点としては、独立採算で行う特養のホームが多い中で、分賦金を継続的に支払う公益性、公平性がどうなのかということがあると思

ます。

こうした中で、施設の特性がなかなか見出せないことが明らかになったものと捉えております。私は、これまでも特性を出さなくては、その公金投入について理解を得ることはなかなか難しいのではないですかということを訴えてまいりました。こうした中、今回、こういった検討結果が外部の専門家の方を含めた検討の中で出たことを1つの節目とすべきものと捉えております。したがって、一定の役割を終えた審議会条例の廃止は適当と考えております。

なお、先ほど議論もありましたけれども、今後の職員の方の処遇については、改めて十分に配慮を検討していただくことを求めて賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（成田忠志議員）他に討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員）討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員）これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（成田忠志議員）起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（成田忠志議員）次に、日程第5、議案第2号監査委員選任の同意を求めることについてを議題とします。

〔議案第2号は巻末に掲載〕

○議長（成田忠志議員）地方自治法第292条において準用する同法第117条の規定により、針貝和幸議員の退席を求めます。

〔針貝和幸議員退室〕

○議長（成田忠志議員）職員に議案を朗読させます。

〔職員朗読〕

○議長（成田忠志議員）お諮りします。

本案については、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員）御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（成田忠志議員）起立全員であります。

よって、本案は同意することに決しました。

〔針貝和幸議員入室〕

○議長（成田忠志議員）ただいま監査委員選任の同意を得ました針貝和幸議員の御挨拶をお願いします。

○2番（針貝和幸議員）監査委員に選任いただきました針貝でございます。大変な重責ではありますが、監査委員としての職務を自覚し、研さんに励み職責を全うしたいと考えておりますので、皆様、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（成田忠志議員）ありがとうございました。

○議長（成田忠志議員）次に、日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につまがり俊明議員及び服部友則議員を指名します。

○議長（成田忠志議員）以上で、本臨時会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

○議長（成田忠志議員）これをもちまして、令和5年第1回四市複合事務組協議会臨時会を閉会します。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

午後3時15分閉会

〔出席者〕

◇出席議員（12人）

議長	成田忠志
副議長	市瀬健治
議員	芝田裕美
	針貝和幸
	つまがり俊明
	鈴木心一

林 としのり  
松 崎 さ ち  
塚 本 路 明  
服 部 友 則  
谷 岡 隆  
宮 本 泰 介

.....  
◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	西 水 徹
会 計 管 理 者	大 澤 孝 良
事 務 局 長	白 土 太
管 理 次 長	谷 内 悟 朗
しおかぜホール茜浜斎場長	鶴 岡 拓 人
代 表 監 査 委 員	栗 林 紀 子

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	成 田 忠 志
四市複合事務組合議会議員	つまがり 俊 明
四市複合事務組合議会議員	服 部 友 則